

環境省 水・大気環境局総務課 御中

「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」等に対する意見

団体名: 特定非営利活動法人 FoE Japan

担当: 吉田明子、瀬口亮子

住所: 東京都豊島区池袋3-30-8 みらい館大明1F

TEL: 03-6907-7217

E-mai: yoshida@foejapan.org seguchi@foejapan.org

【意見 1】

○意見の対象:[1]

○意見の該当箇所:3ページ23~29行

「事故由来放射性物質による人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していくためには、現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要であること」

「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を取ること。」

○意見の要約:

現行の廃棄物処理法上の処理施設は、放射性物質の汚染を念頭につくられたものではなく、「広域処理」の強要は、二次汚染の拡大につながりかねない。放射性物質の処理専用の施設での処理、長期管理を原則とすべきである。

○意見及び理由:

現行の廃棄物処理法上の中間処理施設、最終処分施設等は、放射性物質の汚染を念頭につくられたものではなく、管理体制も不備である。輸送や処理過程における放射性物質の飛散や流出を100%防止できるわけではない。本来、放射性物質は、集中管理・保管が原則であることから、「広域処理」による全国拡散は避けるべきである。汚染レベルによる判断、住民の理解が大前提とはいえ、汚染のより低い地域への移動は避け、放射性物質の処理専用の設備を新設または追加したうえで、処理・長期管理を行うべきである。また、一義的に汚染の責任を負う関係原子力事業者に対し、所有する敷地、施設等の提供を、国および地方公共団体が積極的に求めるべきである。

【意見 2】

○意見の対象:[1]

○意見の該当箇所: 3ページ 35~36行

「安全性を確保しつつ、廃棄物の再生利用(例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等)を図ること。」

および 9ページ 14～15 行

「廃棄物の再生利用の推進のため、安全性を確保しつつ、可能な限り廃棄物の再生品（セメントや再生砕石等）の活用を図ること」

○意見の要約:

放射性物質が含まれる廃棄物は、基本的に再生利用を行うべきではない。

○意見及び理由:

リサイクルの施設や管理体制も、放射性物質が含まれる廃棄物を扱うようにつられていない。リサイクルの過程および流通によって、放射性物質が全国に拡大するおそれがある。建築資材へのリサイクルであっても、解体時に粉塵化するなどのリスクがある。また特に放射性物質を高濃度に含む下水汚泥の肥料へのリサイクルは、自然界、食への汚染拡大につながるので行うべきではない。

【意見3】

○意見の対象:[1]

○意見の該当箇所:2ページ 24 行目

「土壌等の除染等への措置を措置を進めるに当たっては、とりわけ子どもの対応に十分配慮することが必要であり、子どもの生活環境(学校、公園等)において優先的に実施すること」

および 6ページ 28～32 行目

「追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土のはぎ取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行うことが適当であること。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行うことが適当であること。」

○意見の要約

「必要に応じ、一時的な避難、疎開、移動等の措置も考慮」する旨を追加するべきである。

○意見及び理由

除染作業が始まるまでの期間、除染作業中の粉塵の発生、農地・山林等周辺環境からの放射性物質の飛散に鑑み、一時的な避難、疎開、移動等の可能性も含める必要がある。

【意見4】

○意見の対象:[1]

○意見の該当箇所 2ページ 32～34行目

「国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び市民とのリスクコミュニケーションを実施すること。」

および 8ページ 36～38 行目

「国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び市民とのリスクコミュニケーションを実施すること。」

○意見の要約

リスクコミュニケーションにあたっては、住民に対する一方的な説明ではなく、住民の意見を施策に反映するしくみ・姿勢が必要である。

○意見及び理由

これまでの政府による情報提供は迅速とは言えず、開示が不十分であった。また、「基準値以下なので安全」「ただちに健康に影響はない」等の表現を用いて、科学的に解明されていないリスクへの言及を避けている。晩発性障害や低線量被曝の危険性についても、すでに多くの研究結果があるが、そうしたものも含めて示す必要がある。

リスクコミュニケーションにあたっては、住民に対する一方的な説明ではなく、住民の意見を施策に反映するしくみと姿勢が必要である。(例として、特定避難勧奨地点に関する住民説明会で、住民の多くが、再計測、避難措置等を求めたにも関わらず具体的措置につながない事例がある。)

以上